

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

世羅町（以下、本町）は、国道・県道・町道が張り巡らされた交通熟度の高い地域であり、平成 27 年には中国横断自動車道尾道松江線（通称中国やまなみ街道）が全線開通したことにより、更に交通アクセスに恵まれた地域となっている。

本町の産業構造としては、サービス業のシェアが高く、果樹観光、花観光、6 次産業の推進が図られ、総観光客数は年間 200 万人を超える一大観光拠点として成長している。商工業も地域性を活かし立地、雇用を維持してきた。

一方で、昭和 30 年以降人口減少が続き、近年では少子高齢化が急激に進展してきた。中小企業においては、企業数は減少傾向にあり、さらに人手不足、後継者不足等の課題に直面している。現状を放置するとこれまで形成されていた本町の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、独自の取組として、事業者に対して補助金制度を講ずることで、設備等の取得の支援に取り組んできたが、引き続き本町内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、事業の成長的・持続的発展につながる企業の取組を支援していくことは、喫緊の課題である。

#### (2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で設備投資が活発な自治体の一つとなり、広島県中東部において更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 4 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

本計画において対象とする設備は、中小企業者による幅広い取組を促すため、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

#### (1) 対象地域

本町の多様な事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は本町内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

本町の多様な業種・事業における生産性向上を支援するため、全ての業種・事業を対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

①人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

②公序良俗に反する取組や、反社会勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

#### (備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。